

【やまがた Go To Eat キャンペーン事務局】 行

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、ご同意いただきましたならば、裏面をご記入のうえ、
「やまがた Go To Eat キャンペーン加盟店登録申請書」「営業許可証コピー」「振込先通帳コピー」とともに、
裏面に記載の郵送先にお送りください。

【営業形態】

◇当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

◆次のいずれかに該当します。

◇当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

◇当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

【行政への協力】

◇当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

◇当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。

◇当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

◇登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

◇当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。

◇当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。

●店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。

●店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。

- 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
- ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- ◇当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- ◇当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を利用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- ◇当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【やまがた Go To Eat キャンペーン事務局】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【やまがた Go To Eat キャンペーン事務局】により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名：

代表者：

代表者印

〈郵送先〉

〒981-3291 やまがた Go To Eat キャンペーン食事券事務担当 行
受取人 泉西郵便局私書箱 25 号 TP 内

(3) 加盟店登録申請受付実績、加盟店数推移

加盟店募集は2020年11月2日から食事券の販売終了の2021年11月15日までの期間実施しました。この期間における飲食店からの加盟店登録申請の受付状況、及び加盟店数の推移は図表40のとおりです。食事券利用終了である2021年12月15日時点の加盟店数は1,864店でした。

なお、飲食店が加盟するにあたり、その手数料は無料としました。

図表 40 加盟店登録申請受付状況、加盟店数の推移

加盟店登録申請受付			加盟店数推移	
	受付件数	同 累計		店舗
2020年11月	1,632	1,632		
2020年12月	205	1,837	2020年12月末	1,786
2021年1月	35	1,872		
2021年2月	25	1,897		
2021年3月	20	1,917	2021年3月末	1,868
2021年4月	3	1,920		
2021年5月	3	1,923		
2021年6月	1	1,924	2021年6月末	1,869
2021年7月	6	1,930		
2021年8月	5	1,935		
2021年9月	7	1,942	2021年9月末	1,860
2021年10月	12	1,954		
2021年11月	2	1,956	2021年11月末	1,864
			2021年12月15日	1,864

7 消費者の利用促進

消費者による食事券の購入・利用を促進するため、以下の周知・広報を行いました。

(1) ホームページによる情報発信

キャンペーン専用ホームページは2020年11月2日～2022年2月28日まで開設しました。食事券販売店、利用方法、利用できる飲食店、よくあるご質問等を分かりやすく掲載しました。

また、「おしらせ」欄を設け、販売期間・利用期間の延長、コロナ禍による販売の一時休止等の情報を逐次掲載しました。

なお、専用ホームページはパソコン用とスマートフォン用の2種類を開設し、消費者の利便性向上に努めました。

図表 41 専用ホームページ(消費者への情報発信に係るページ)

【トップページ】

【販売店リストのページ】

店名	営業時間	電話番号	住所
北町店	9:30～22:00	023-684-6331	山形市検町 4-4-21
松見町店	9:30～0:00	023-631-1661	山形市松見町 21-10
成沢店	9:30～21:30	023-689-0188	山形市成沢西 5-3-2
白山店	9:30～22:00	023-635-2211	山形市白山 2-1-28
山交ビル店	10:00～21:00	023-626-2211	山形市香澄町 3-2-1

店名	営業時間	電話番号	住所
〇〇〇郵便局	00:00～00:00	000-000-0000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇郵便局	00:00～00:00	000-000-0000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇郵便局	00:00～00:00	000-000-0000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇郵便局	00:00～00:00	000-000-0000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇郵便局	00:00～00:00	000-000-0000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

やまがたGoToEATキャンペーン事務局
コールセンター
0570-094-510
(営業時間：平日9:00～18:00)